

令和6年度防災啓発広報業務委託仕様書

1 業務の目的

県民の防災意識を向上させ、災害への備えを充実させることを目的とする。

啓発の効果を高めるため、出水期や、東日本大震災が発生した時期など、季節や時期に応じて風水害の備えや、大規模地震、津波への備えについて取り扱う。

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 委託業務の内容

委託業務の啓発事項、内容、時期は次のとおり。

	啓発事項及び内容	時期	備考
(1)	宮崎県防災の日 5月の第4日曜日は宮崎県防災対策推進条例で定められた「宮崎県防災の日」であり、この時期を中心に県民に対し、「自助・共助」を推進する啓発を実施する。	5月中旬 ～6月初旬	ア 啓発素材の制作・周知詳細は、別紙1のとおり
(2)	防災週間 防災週間（8月30日～9月5日）は台風シーズン前であるため、特に風水害の備えについて県民の意識啓発を実施し、避難情報の周知、避難のタイミング、早期避難、備蓄の推進などを中心とした啓発を実施する。 令和4年台風第14号は各地で大きな被害があり、備蓄（水や電気）で課題があったため、備蓄の大事さ、電気や水が使用できない状況での生活をイメージできるような啓発を実施する。	8月中旬 ～9月中旬	イ 「1 業務の目的」及び左記の啓発事項を達成するための広報
(3)	みやざきシェイクアウト訓練 地震のから身を守る基本の安全確保行動「まず低く」「頭を守り」「動かない」について啓発する。 また、避難場所の確認、非常持出品・備蓄品の確認等「プラスワン」の行動と併せて津波避難についても啓発する。	10月下旬 ～11月中旬	
(4)	減災行動集中啓発 南海トラフ地震等の大規模災害への備えについて、「耐震化（家具の固定含む）」、「早期避難」、「備蓄」の減災行動を中心に啓発し、県民の防災意識を高める。また、大規模災害時の共助の重要性について啓発する。 令和6年能登半島地震にて備蓄（水や電気）で課題があったため、備蓄の大事さ、電気や水が使用できない状況での生活をイメージできるような啓発を実施する。	1月～3月	
(5)	その他業務目的を達成する有効な手段等があれば提案すること。		

#### 4 企画提案・業務実施に当たっての留意事項

##### (1) 広報について

広報の方法については、テレビCM及びSNSを活用すること。  
なお、街頭ビジョンなど新しい広報手段を提案すること。

##### (2) 啓発素材の制作

企画、出演者の調整、撮影、編集に係る一切の業務を行うこと。

##### (3) 事業費見積もり

費用対効果、法令や環境、安全に配慮するように努めること。

##### (4) 納期

成果品の納期については、別途協議の上、決定すること。

#### 5 その他

(1) 成果物についての権利は県に帰属するものとし、電子データは、県へ提出すること。

(2) 制作、実施に当たっては、県と十分に連絡を取りながら行うこと。

(3) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定する。